



Title	公衆衛生行政監察結果に基づく勧告の要旨
Author(s)	
Citation	大阪公衆衛生. 1971, 27, p. 33-36
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/84314
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

公衆衛生行政監察結果に基づく勧告の要旨

近時、保健所のあり方についていろいろ議論されていますが、さる10月14日、行政管理庁が保健所を中心とする公衆衛生行政のあり方について、その調査結果をまとめ、厚生省に勧告しました。

保健所を機能別に再編成すべきことや、その活動の中心を地域対策におくべきことなどを指摘していますが、勧告の要旨は次のとおりです。

公衆衛生行政の地方における第一線機関である保健所は、昭和46年3月31日現在、全国に832設置され、その所掌する業務は、保健所法により、結核、性病等の各種疾病予防、栄養改善、母子衛生、精神衛生等の保健衛生、食品衛生、水道、清掃等の環境衛生、その他衛生思想の普及、人口動態統計等であり、関連する法律は70余に上っている。このように保健所の所掌する業務は広範囲多岐にわたり、かつ保健所に負荷されている任務はきわめて重い。

当庁においては、昭和31年「保健所に関連する公衆衛生行政監察」を実施し、当時の社会情勢の変化に対応した保健所の効果的、能率的運営を図るための業務および予算の総合的運営・実施体制の充実強化、保健所配置の適正化等について厚生大臣に対し勧告を行なった。しかし、その後の急激な社会経済の発展と生活環境の変化、生活水準の向上、公私立の医療機関の整備、疾病予防対策の充実、衛生思想の普及等に伴い、結核をはじめとする各種伝染病は著しく減少してきており、他面、最近にいたって残留農薬、食品添加物等による食品衛生上の諸問題、畜舎等の悪臭のみならず水質汚濁、大気汚染等環境衛生上の諸問題および精神衛生、老人衛生、成人病対策等の諸問題の顕在化に伴い公衆衛生行政における国および地方公共団体の任務はますます重要となっており、保健所がどうこれに対処すべきか、また、このためには保健所の体制と運営をいかにすべきかを検討しなければならない段階にたちいたったので、ここに再度監察を行ない保健所を中心とした公衆衛生行政の充実改善に資することとしたものである。

1. 保健所の実施体制について

(1) 保健所の基本的運営方針について

近年、疾病構造における結核から成人病への重点の移行、生活環境における食品衛生、公害問題の重大化などに伴い、公衆衛生における行政需要の態様は大きく変化し、また、人口分布等地域特

性も著しく変貌するにいたっている。

しかし、公衆衛生行政の中心的実施機関として、従来から広範多岐にわたる公衆衛生の業務を行ってきた保健所は、その実施体制および業務運営の各方面において、このような状況の変化に十分対応できる態勢とはなっていない。

したがって、次の事項について改善を図り、公衆衛生行政において果たしている保健所の機能がいっそう効果的に発揮されるような体制を確立する必要がある。

ア、保健所だけでは果たしえない新たな行政需要に対処するため、高度の専門的能力を要する業務、職員の研修等については、都道府県および政令市における各種専門のセンター的機関を充実整備し、これらと保健所との機能分担の明確化、連携体制の確立をいっそう推進すること。

イ、保健所業務において、たとえば食品衛生、環境衛生等の監視指導、試験検査業務などのうち比較的高度の専門的能力を要する業務、機動的に広域処理のできる業務、集中化により能率的に処理できる業務等は数ヵ所の保健所に集中し保健所相互における機能分担および連携体制を確立すること。

ウ、保健所の業務範囲を再検討して、たとえば母子保健業務など市町村が実施することが適当かつ、可能な業務は極力これを市町村に移譲し、都道府県、保健所が技術上の指導援助を行なうなど相互の連携を強化すること。また市町村の定期健康診断の委託業務についても、市町村が医療機関等に委託して行なうよう指導すること。

エ、保健所の運営にあたっては、都市型、中間型、農山漁村型等に区分する現行の型別運営方針は、人口の都市集中など地域特性の変化に対応していないので、これを再検討し、最近の公衆衛生需要の動向を踏まえ、地域の特性に即応し

たより簡明で実効性の保てる運営方針を策定すること。

(2) 保健所の組織、職員、施設設備について

ア. 保健所の組織については、その実態は多種多様で、しかも、①地域対策の推進、管内関係機関との連絡調整などの業務を遂行するための企画、調整機能 ②環境衛生・食品衛生等の監視指導および公害対策の機能 ③地域の保健予防に関する実態のはあく、対策の樹立など、地域住民全般の健康管理の推進を図るための機能など新たな行政需要に対応した機能が必ずしも組織の上で明確に確立されていない。

したがって、保健所の組織について、企画、調整機能、衛生監視機能および地域の健康管理を推進する機能の充実を考慮し、組織基準を定めるなど、その整備について指導すること。

イ. 保健所の職員については、上記の新たな運営方針に即してその配置基準を再検討し、また衛生監視体制の充実を図るため、監視職員の専任化を進めるとともに今後高度の専門職種を設けるなど、新たな監視員制度の確立についても検討すること。また、医師、監視職員等の確保対策を積極的に推進するとともに、保健所業務の専門高度化に対応して職員の研修を充実すること。

ウ. 食品衛生・環境衛生・公害対策等における試験検査対象の質的な変化に十分対応して、保健所の試験検査機器の整備を図る必要があるので、保健所で必要とする機器についてその実態をはあくするとともに、試験検査機能はこれを数ヵ所の保健所に集中し、重点的な整備を図ること。また、試験検査機能を集中する保健所とそれ以外の保健所について、それぞれ標準的な整備基準を設定すること。さらに保健所と地方衛生研究所との間における機能分担の明確化、連携体制の強化についていっそうの指導を行なうこと。

(3) 公衆衛生の地域対策について

公衆衛生行政における地域対策については、保健所に設置される運営協議会の機能が発揮されていないこと。都道府県および政令市における地域対策の計画的推進および保健所に対する指導、管理の体制が確立されていないこと、さらに国において指導、支援の措置が十分講じられていないことなどにより必ずしも実効をあげていない。

したがって、保健所の管内について、公衆衛生

上の諸問題に関し公衆衛生計画を策定するなど地域対策の計画的推進を図る必要があり、保健所がその中心的な役割を果たすよう明確にするとともに、運営協議会の制度・運営の改善について検討する必要がある。

また、都道府県および政令市において、地域対策に関する基本方針の策定、全県（市）的観点からする重点事項の調整などを行なう中心的な組織を設定するなど、その推進体制を整備するとともに、国においても、現在、特定地区を選定して助成している各種疾病予防の特別対策を拡充するなど、都道府県および政令市に対する指導、支援の措置を講じ、公衆衛生行政の重点的・効果的な運営体制を確立する必要がある。

なお、地域の実態および対策の効果をはあくするため国・都道府県・政令市・保健所を通ずる情報管理体制の整備をはかる必要がある。

(4) 政令市保健所について

人口の都市集中の進行などにより、都市における公衆衛生対策は重要化し、都市の保健所のあり方が再検討されるべき段階にある。

この点で一般に政令市の保健所は、都道府県の保健所に比し実施体制の整備が進み、また新たな事態の進展に対して、弾力的・即応的によりキメ細かく対処しうる状態にあるものが多い。

しかし、現在の政令市（29市）は、昭和23年保健所法施行当時、指定されたまま実質的な変更もなく今日にいたっているものであり、また指定基準も定められていない。

したがって、今後、政令市を拡大する方向で政令市を拡大する方向で政令市のあり方を検討するとともに、その指定基準の設定について検討する必要がある。

また、都道府県に比して政令市の権限は、一部限定をうけており、そのため政令市保健所の活動が制限をうけるなどの問題がみられるので、都道府県と政令市の間の事務配分のあり方についても検討する必要がある。

2. 保健所の業務運営について

(1) 環境衛生業務について

保健所における環境衛生業務は、対象諸施設の急増および態様変化とこれに伴う施設の衛生管理上の諸問題の発生により、逐年増大しているが、保健所配置の環境衛生担当職員の増員は必ずしもこれに対応していない関係もあって、環境衛生施

設の実態はあく、指導・立入検査等も十分行なわれていない。

したがって、環境衛生担当職員の確保と同時に、全般的にその実態をはあくし、法令の適用と指導監督の徹底をはかるとともに、次の事項について改善措置を講ずる必要がある。

ア．旅館業、浴場業等の環境衛生関係営業については、たとえば一定規模以上の施設における衛生管理担当者の設置あるいは各営業者の衛生指導にあたるため営業者団体の選任による指導員の設置等営業者の自主的な衛生管理体制の整備を図ること。

イ．水道事業については、水道事業者を指導し、水道法の定める水道技術管理者の選任を適確に行なわせるとともに、水道技術管理者をして法令の定める業務を励行させること。

また、水道法では現在、政令市長に対しては、何らの権限も与えられていないが、都市近郊の住宅団地や分譲地などにおける専用水道の増加が顕著であり、政令市で自主的に環境衛生の立場から保健所に専用水道を指導させているものもあるが不徹底であるので、今後専用水道についての権限（確認および立入検査）を政令市に移譲するよう検討すること。

ウ．市町村では清掃事業を行ない、地域住民の衛生管理について指導し、また、し尿浄化槽清掃業者を監督することによって、し尿浄化槽の実態はあくとともに、その衛生管理の指導を行なう立場にある。し尿浄化槽のうち、小規模な一般家庭用施設は、ますます増加する傾向にあり、保健所だけでこれに対処しきれない状況にあるので、今後、その届出事務および立入検査事務を市町村長に移譲する措置を検討すること。

(2) 公害対策について

保健所においては、生活環境の保全という観点から各種の公害現象に対し、県本庁・公害センター等他機関に参加・共同あるいは単独で公害対策活動を行なっているものが多く、その活動範囲も公害苦情の受付処理にとどまっているものから、測定監視あるいは身体影響調査にまでおよんでいる例がみられる。しかし、公害関係法令および公害条例にもとづく知事および政令市長の権限の保健所長に対する委任については、都道府県によって全くまちまちとなっている。また、厚生省では、昭和44年度から保健所に公害技術担当職員の配置およびこれに伴う必要な設備備品の整備につき国

庫補助による助成を行なっているが、いまだ保健所の活動範囲や保健所長の権限について具体的な指示を欠いている。

したがって、環境庁その他関係省庁と十分連携の上次の事項につき改善措置を講ずる必要がある。

ア．保健所における公害対策活動の実態を十分はあくの上、保健所の公害対策活動の役割をいっそう明確にし、その権限の委任に関する方針を策定するとともに、必要な助成措置を講じ、保健所の公害対策業務が円滑に行なわれるよう配慮すること。

イ．公害技術担当職員（国庫補助）の現在の配置計画数では、保健所として十分に対応できないので、配置計画を公害の実情に即して再検討するとともに、その職務内容をいっそう明確にすること。

また、公害関係行政に従事する地方公共団体、保健所の職員に対する研修訓練を充実するため、国立公衆衛生院の研修体制を整備すること。

ウ．保健所における公害測定機器については、今後公害の実情に応じ、さらに整備を図る必要があるので補助範囲等について検討するとともに関係省庁と連携を強化し、公害測定機器の整備基準の設定など具体的指導を徹底すること。

エ．保健所における公害苦情の受付処理体制を確立し、関係機関と連携の上、適切な処理を行なうとともに、公害苦情の集計結果を公害防止の施策に反映しうるような事務処理体制を確立すること。

(3) 食品衛生業務について

厚生省では、当庁の「食品衛生行政監察結果にもとづく勧告」（昭和43年8月）に対し、必要な対策を樹立し体制整備に努めているが、近時、営業施設の増加汚染食品等の問題が出現し、さらに違反に対する措置に徹底を欠く事例などもみられる状況にある。

したがって、保健所における食品衛生業務において、次の事項について改善措置を講ずる必要がある。

ア．食品衛生業務については、都道府県または政令市において合理的な監視計画と監視活動を定め、保健所に指示するとともに、各保健所にそれぞれの地域の特性を発揮させる措置を講じ、また、各保健所の管轄地域をこえる広域的、機

動的監視体制を整備するため、食品衛生パトロール車の活用、機動監視班の編成など監視指導の効率的運営を積極的に推進する措置を講ずること。

イ．食品衛生監視員は、兼務者が多く、その実働人員が少ないため、監視実施率が低く、また、監視指導の際指摘した事項についての事後の推進措置が不徹底なものとなっており、一方、食品添加物、残留農薬等の監視も必要となっているので食品衛生監視員の拡充を図るとともに、その専任化を進めるなど特に都市型保健所における食品衛生監視体制の飛躍的な充実を図ること。

ウ．保健所における食品の収去検査等の試験検査機能を充実するため、試験検査機能を集中化し、保健所相互および地方衛生研究所を通ずる有機的な連携を図るよう検討すること。

(4) 保健予防業務等について

保健所における保健予防業務については、従来、結核予防・母子衛生・性病予防等をも積極的に取り上げなければならず、さらに最近では、過密・過疎を両極とする地域保健需要の多様化に伴い、地域の保健予防に関する実態と問題のはあく、対策の樹立など地域住民の健康管理が重視される状況になっている。

しかし、その業務運営についてみると、保健所が、これらの問題に十分対処していることは認められない。したがって、保健所における保健予防業務の重点的実施を図るため、次の事項につき改善措置を講ずる必要がある。

ア．保健所における精神障害者の早期発見など精神衛生対策、結核予防対策を効果的、重点的に実施し、さらに地域住民の健康管理を進めていくためには、これら対象の正確なはあくが肝要であるので、保健婦活動等を通じ、あるいは医療機関その他の関係機関との連携強化により実態はあくに努めること。

イ．保健所における精神衛生の相談、訪問指導、結核登録患者の精密検査・指導・事業所特に小規模事業所等における定期健康診断の指導等について重点的にその強化を図ること。

ウ．性病予防業務については、性病患者に関する医師の届出が的確に励行されることが肝要であるので、都道府県、政令市、保健所と性病関係医師間の連携を強化し、医師の届出の励行の徹底を図ること。

また、妊娠者および婚姻時の健康診断の励行を図るためには、保健所のけいもう活動はもちろん、母子健康手帳の交付・婚姻届の窓口である市町村のいっそうのけいもう活動を必要とするので、これら健康診断の励行につき、さらに市町村、事業所等を通じ勧奨の措置を講ずること。

エ．母子健康法に基づく知事の権限に属する事務のうち、母子健康手帳の交付事務・妊産婦・乳幼児に対する健康診断・相談・訪問指導および3才児健康診査等の事務は、市町村長に移譲すること。

また、市町村等から保健所に委託している結核の定期健康診断は、医療機関の不備な地域で、現地保健所に委託を必要とする場合を除き、できるだけ医療機関等に委託させるようにすること。

(5) 衛生教育・保健婦活動等について

衛生教育・保健婦活動等は、保健所が管内における住民の健康管理を行ない。また、地域の公衆衛生対策を実施するためにきわめて重要な活動である。

しかし、保健所のこの活動は、必ずしも時勢や需要に適合し、地域における公衆衛生の指導的な役割を果たしているものとは認められない。

したがって、保健所における衛生教育・保健婦活動等については、次の事項につき改善措置を講ずる必要がある。

ア．保健所における衛生教育、保健婦活動等については、管内地域の実態を十分はあくし、これに基づく計画を策定して効率的な活動を実施するよう指導を徹底すること。

このため国、都道府県、政令市において一貫した具体的指導が行なわれるよう、都道府県および政令市の指導体制を整備すること。

イ．保健所保健婦の活動については、結核患者の減少による保健需要の変化に対応して、今後保健活動の重点を明確にし、また、地域公衆衛生対策においてたとえば過疎地域における保健活動の充実を促進するなど、地域実情に即した保健婦活動を推進すること。

なお、保健所保健婦と国保保健婦等との保健活動が計画的・効果的に行なわれるよう指導を徹底すること。

ウ．医療社会事業および医務・薬務業務については、その実施体制の改善強化を図り、効果的に業務を推進するよう指導すること。